

普通郵便

()

政第 5886 号

昭和

昭和48年 12月 7日

外務大臣 殿

在 大韓民國
前田臨時代理大使



(件名)

韓国人 原爆被害者

引用公・電信
日付・番号

12月6日 中央日報に 韓国原爆被害者

援護協会が 来朝した同日韓国協会に

中心に 被害補償を日本へ強く要請した。

4日 外務部が 関係要路に提出した旨

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:



報じいさうじ、同凡事切腹を別席、御報告
申しあげます。

(12月6日付 中央日報)

韓国人原爆被害者、日本に補償を促す。

(奉天)

韓国原爆被害者援護協会(会長趙判石)は前日

韓日定期国際会議において、韓国人原爆被害者は

被害者補償を日本政府に強く要請すると、要請

書も、外務部を通じて関係要路に提出した。

(過程)

同協会は韓日国際会議において謝辞を述べ、

反に被害者補償問題は、対日請求権協定の

適用範囲外であるとして、話の元は、

その指摘し、日本政府は年々15億円の^達原爆

被害者援護費の割に韓国人被害者は支給され

Handwritten text in the first line: 18/20 3/20 1/20.

The rest of the page is a large rectangular area with horizontal lines, intended for further writing.